

生駒市水道事業管理規程第8号

生駒市企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成24年6月29日

水道事業管理者 古川 文男

生駒市企業職員就業規程の一部を改正する規程

生駒市企業職員就業規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第18条第1項」の次に「又は生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）第4条」を加える。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。